

令和4年度事業報告書

自 令和 4年 4月 1日

至 令和 5年 3月31日

公益社団法人愛知県公共嘱託登記司法書士協会

1. 概 要

新型コロナウイルス感染症の拡大抑制と経済活動の両立が進むなかで、令和4年度の当協会の事業活動は、感染対策に留意しながらも、通常どおりの活動を実施することができた。

このような状況のなかで本年度の当協会の受託高は、長期相続登記等未了土地解消作業の受託高を除いた額で、前年度の受託高から約3%の減少という結果となった。ここ数年、受託高の減少が続いており、コロナ禍前の令和元年度の受託高と比較すると約24%の減少となっている。新型コロナウイルス感染症の影響も和らぎ、経済も回復傾向にあるため、今後、地方公共団体の用地買収を伴う公共事業の増加への期待もあるが、現状を分析し、受託高の減少に歯止めをかけるため、その対策に取り組んで行く必要がある。

また、5年目となる長期相続登記等未了土地解消作業を本年度も当協会が受託し、登記名義人200名分の相続人を調査し、年度内に納品を行なった。

当協会の安定的な運営のためには、受託高の維持と増加が必要であり、そのためにも嘱託登記の受託拡大に向け、法改正による嘱託登記業務に関する情報提供や広報開発活動を市町村等の官公署に継続的に行っていく必要がある。

来年度も、公益法人として社会的な使命を果たせるような活動を引き続き行っていく。

2. 総 務

(社員の異動)

社員の異動については、別紙「社員異動報告書」のとおりである。

(事務局)

長期相続登記等未了土地解消作業に対応するために臨時のパート職員を活用するなどし、本協会の業務が滞ることなく効率的に行えるような体制を整えた。

(各種団体との協調)

協会の使命を達成するには、関係する法務局、県、市町村役場等の官公署、全国公共嘱託登記司法書士協会協議会（以下、全司協）、中部ブロック連絡協議会、愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、調査士協会）、司法書士会（以下、本会）、政治連盟、リーガルサポート、協同組合等の隣接する団体との協調が大切である。このため、これらの団体等との協調を図った。

(長期相続登記等未了土地解消作業への対応)

令和4年度に受託した登記名義人200人分の長期相続登記等未了土地解消作

業を実施した。これまでの受託の経験により、作業を効率的におこなえる体制が整っており、臨時職員も活用し、本年度末に納品することができた。

(中部ブロック連絡協議会及び全司協)

本年度11月末に福井県にて中部ブロック連絡協議会を開催した。この協議会では、各協会の現状報告や報酬規程、事件配分の方法、入札への対応、長期相続登記等未了土地解消作業への対応等、各協会が抱える諸問題について活発な意見交換を行い、情報の共有を図った。

各協会は、組織を運営するうえで発生する諸問題に対して、互いの情報交換と情報共有の場を設けることの必要性を認識しており、今後も継続して年1回程度本協議会を開催していく。

また、準会員として再加盟した全司協では、公嘱司法書士協会の制度研究委員会等の委員として、必要な提言を行った。

3. 広 報

本会の会報を通じ、当協会の現状や活動等について掲載し、情報を発信した。また、ホームページを随時更新し、情報提供を行った。例年通りカレンダーの配布を行った。

4. 業務の処理状況

業務の処理状況については、別紙「登記業務受託報告書」のとおりである。

(業務の処理の方法)

理事及び地区管理責任者を中心として、愛知県下全市町村に対し窓口を設け、過少な業務や、難解な案件の相談にも対応し、適切に業務を処理した。

(研究及び講習会)

感染症対策を十分に行いながら、国、愛知県、市町村等の官公署の登記担当者向けに講習会を開催した。また、地区によっては土地家屋調査士協会と合同での講習会も開催した。

5. 経 理

予算の適正な執行に努めた。

以 上